

一般廃棄物収集運搬業に関する許可について

令和6年10月1日
益子町町民くらし課

益子町では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という。）第7条に基づく一般廃棄物収集運搬の許可について、次のとおり取り扱うこととします。

1 新規許可の原則停止

本町においては、法並びに益子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則の要件を満たす一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、今後、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を認めないこととします。

2 新規許可の原則停止の理由

本町の一般廃棄物排出量は、年間約4,300トンとなっており、排出量は計画を下回っており、今後大きく増加する傾向にはないと考えられます。

また、生ごみの収集・堆肥化や資源物回収運動の推進などごみの減量化や廃棄物の再利用に取り組んでいます。

町には、一般廃棄物の処理を行う責任があり、その業務を補う役割として、一般廃棄物収集運搬業を許可していますが、業者が増加し、競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招き、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなく恐れがあります。

本町の一般廃棄物の排出量に応じ適正な処理体制への移行を図る必要があり、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限します。

なお、環境省通知（平成26年10月8日付け、環廃対発第1410081号）は、一般廃棄物の処理を許可業者に行わせる場合、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保できるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨示しており、今回の取り扱い変更は、同通知を踏まえたものです。

3 その他

令和6年10月1日時点で、益子町一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合は、従前のおり、更新の申請を行うことができます。